

令和7年9月3日

議会運営委員会会議録

- 1 日 時 令和7年9月3日
開会 13時00分 閉会 14時58分
- 2 場 所 幕別町役場3階委員会室
- 3 出席者 委員長 小田新紀
副委員長 野原恵子
委員 塚本逸彦 内山美穂子 酒井はやみ
荒 貴賀 岡本眞利子 田口廣之
副議長 中橋友子
議長 寺林俊幸
オブザーバー 石川康弘
- 4 傍聴者 長谷陽子
大 健太郎（勝毎記者） 藤本理佳（道新記者）
- 5 職務のため出席した議会事務局職員
事務局長 佐藤勝博 課長 岩岡夢貴 係長 渡辺 優
- 6 審査事件及び審査内容(別紙)
 - 1 議員定数及び議員報酬等の見直しについて（第15回）
 - (1) 議員報酬のあり方について
 - (2) 議員定数及び議員報酬のあり方（素案）について
 - (3) 町民との意見交換会について
 - (4) 今後の進め方について
 - (5) 次回の委員会の開催日程について
 - (6) その他

議会運営委員会委員長 小田新紀

◇審査内容

1 議員定数及び議員報酬等の見直しについて（第15回）（13：00～14：58）

○委員長（小田新紀） ただ今から、議会運営委員会における議員定数及び議員報酬等の見直しについての会議を開きます。

1 議員報酬のあり方についてを議題といたします。

本日も前回に引き続きまして、適正と考える報酬額について具体的な数字等を議論しながら、理由根拠について整理してまいりたいと思います。前回の会議におきまして私のほうからこれまでの議論や様々な積算根拠等も踏まえて、30万円から35万円という数字を提案させていただきました。この案について各委員の皆様から改めて整理をしていただいてご意見を伺いたいということで本日の会に至っているところであります。30万円から35万円というところの案について各委員のご意見を伺いたいと思います。意見のある方は挙手をお願いいたします。

○委員（塚本逸彦） 前回、委員長提案もありまして、30万円から35万円で話をもっていくという形で私はいいと思っています。

○委員長（小田新紀） 理由についてはありますか。

○委員（塚本逸彦） 理由は、前回議論されたと思うのですがけれども、最終的に平均値は26万円、原価方式で出した44万円を加味して、町民に最初にお示しする数字としては、委員長提案の数字でいけるかなという認識です。

○委員長（小田新紀） そのほかいかがでしょうか。酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 私は前回の議論を踏まえて提案を出すのであれば、委員のメンバーから出ていた1万円から35万円という幅になるのかと思ったのですが、そことの整合性について改めてお聞きしたいと思います。

○委員長（小田新紀） 議会運営委員会におきまして、こういったことを根拠にしながら報酬額を考えていくかといったところからの話があるかと思います。そういった中で原価方式がひとつの考える基準になるということで、皆さんの合意を得て、原価方式という形で各委員の4月から3か月の部分を計算して出した数字が44万円というような平均値となっている。そこをもとにして考えるというのが今回の議論の筋だろうと思っています。その44万円という数字から様々な事情や立場や意見があるかと思いますので、そういったことで話を詰めていきながら、報酬という、議員としての現在の立場、責任や業務量も含めてふさわしい報酬額はいくらだろうということについても議論をしてきたと考えます。そうした中で、様々な数字が出てきているわけで、1万円、2万円という数字も複数の方からいただいている数字としては、認識しているところであるのは間違いございません。その中で、何を基準かというところの中で皆さんの合意を得た、原価方式で出てきた44万円という数字から考えていくに当たっては、30万円から35万円という数字を出したしだいであります。

酒井委員。

○委員（酒井はやみ） ありがとうございます。原価方式で出した数字は一つの参考にするということは確認していたと思います。そのほかにも色々な数字を参考にしてそれぞれ意見を出したと思います。どの数に重きを置いて議論するかということは特に……。物価や賃金や人事院勧告だとか色々あったと思うのですがけれども、総合してみなさん出した数字だと思いますので、幅が出ているという現状なので、その幅をそのまま今の議論の中身として、町民に報告するしかないのかなと思っていました。私の提案する金額については、前回と自分自身は変わっていないです。

○委員長（小田新紀） そのほかいかがでしょうか。荒委員。

○委員（荒 貴賀） 私も前回の委員会の中で、委員長から 30 万円から 35 万円という提案をいただいたところではありますが、私自身受け止めた中で、住民の理解は得られないのかなという思いはあります。どういったところで基準を設けるか難しいところではありますが、前回も示した通り、人事院勧告が一つの基準かなと思います。8 月 6 日に人事院勧告があって、3.62 パーセント引きあがり、平均で 1 万 5,000 円上がったということで、議会の業務量も上がっているのは間違いないです。それに伴って、ひとつの基準としては人事院勧告にならった基準の引き上げとひとつの目安として考えて、合わせて引き上げを行い、8 月の人事院勧告合わせると 6.26 パーセントぐらい 27 年間で上がってきているので、それに合わせた報酬の引き上げで、1 万 3,000 円、いっても 2 万円前後の引き上げが現実的な数字だということ、これ以上はなかなか難しいという認識であります。

○委員長（小田新紀） ほかいかがでしょうか。内山委員。

○委員（内山美穂子） 今、酒井委員や荒委員から意見が出たんですけれども、27 年間ずっと報酬が上がらずにそのままで、議会改革の一環でこうして報酬を見直そうということになって、この時期だから物価高騰だとか色々な社会的な情勢があって、上げるということに抵抗があるということは理解するんですけれども、議員報酬にしてもそれが目的ではなく、これから 10 年、20 年とこの町に関わって、色々な大事な議論をしていく重要な職責を担っているということもあり、今まで通りにやってきては、将来的なまちづくりは中々難しいと思う中で、前回の選挙では無投票になって、新しい人が議会に関わってもらえるような体制づくりをしていかなければならないと強く思っているんですね。私たちのためではなく、これから先、若い人が入って町のいろいろなことを考えていきたいと思ったときに、報酬だけを見たら昔から変わっていないように思えるんですけれども、過去は議員年金というのがあって、若い人が入ったときに議員を辞したときに保障がないということがあるので、こないだ 2 万円から 5 万円という話はしたと思うんですけれども、新たななり手を働きかけるという意味では、28 万円とか 30 万円ぐらいは必要ではないのかなと思っています。

○委員長（小田新紀） そのほかいかがでしょうか。岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 前回、委員長が 30 万円から 35 万円といわれまして、色々考えました。内山委員と同じで、最高でも 5 万円くらいと言っていたんですけれども、今後の若い人たちがどれだけ出してもらえるか、若い人だけでなく、たくさんの人が議員として立候補できるような最低のものは揃えておかないといけないと感じました。原価方式ということで 44 万円を基準として考えて、30 万円から 35 万円と言われたと思うんですけれども、副業もできるということもありましたが、副業をしなくてもある程度の報酬をいただきながら、議員の活動ができるようなことを考えると、30 万円から 35 万円くらいの報酬を考えていいのかなと感じました。

○委員長（小田新紀） ほかいかがでしょうか。田口委員。

○委員（田口廣之） 報酬なので、時給だとかそういうことではなくて、目に見えるようで見えない、仕事をしていると思います。その中でも原価方式だとかの数字を見た中で、現状の議員報酬は、皆さん思っているように上げる方向での、議論が進んでいるわけですね。その中で、給料ではなく、報酬なんですよね。原価計算だとかではなく、それに見合った、町民の付託に対する役割、議会と理事者側との調整を含めて、色々なところで立場的に担っているものが重たいところもあると思います。町民の付

託で選ばれて出てきているわけですので、その責任を担うべく、報酬は必要だと思っています。そこで、30万円から35万円は妥当な線だと思っています。

○委員長（小田新紀） いかがでしょうか。野原副委員長。

○副委員長（野原恵子） 先ほどから原価方式で44万円といわれていました、最初は目安ということで、議会運営委員会のメンバーから時間数だとか日数を報告してもらいました。基準とするのであれば、全議員の議員活動を報告してもらって基準とするべきではないかと、そのところの疑問があります。目安と基準は違うと思うのですよね。基準なのであれば全議員の議員活動を計算して、幕別の議員はこれぐらい活動しているというのが方向性として見えてくると思います。議員報酬を挙げることに反対していません、上げるべきだと考えております。何を基準とするかというのが、15回議論していますけれども、色々な意見出されてきました。私としては人事院勧告の基準、8月で引きあがったことを考えれば・・・それと物価指数ですとか、労働者の賃金の引き上げですとか、そういうことを考えると、2万円前後という数字が出てきております。それと、町民の暮らしから考えると引き上げもその程度かなと思っています。賃金ではなく報酬だということもありますけれども報酬の考え方も、それぞれご意見あると思います。町民懇談会もこれから行っていくということでありますけれども、ここで出された意見をまとめて提案していくということが、町民に対する民主的な報告だと思っています。ですから、30万円から35万円、2万円から35万円という意見もあるということを町民にきちんと提案して、懇談していくということが必要だと思っています。

○委員長（小田新紀） 皆さんからのご意見を改めて聞いていかがでしょうか。ご意見ありますでしょうか。

石川議員。

○委員（石川康弘） 色々な意見が出ましたけれども、現在のこともありますが、将来を見据えた形で考えるべきだと思います。私的には、議員というのは専門性を持たせていくべきだと思います。兼業は許されていますけれども、自営業者だとか、年金受給者だとか、出てこられる人は限られてくると思います。幅広く若い人も含めた中で、議会に参加してこられる人を求めるには、ある程度の報酬というのは大事だと思います。そう言った意味からいけば、30万円から35万円は妥当かなと考えます。未来のことについて議論すべきだと思います。

○委員長（小田新紀） 野原副委員長。

○副委員長（野原恵子） 今まで報酬と議員のなり手不足というのは、一定連動はするけれども別々に考えていくということも必要ではないかと思っています。報酬が上がったからといって若い人たちが手を挙げるかとなると、それだけではないと思います。無投票であったことも挙げられておりますけれども、そのことも議論していく必要もあるかと思っていますけれども、それよりも、議員の役割を広く皆さんに理解してもらう努力をしていかなければ、報酬が上がったからと言って今の議員の4年任期等を考えますと、中々若い人たちが手を上げる現状ではないと思います。

○委員長（小田新紀） あらためまして、皆さんからご意見等ありませんでしょうか。何点か確認させていただきたいと思います。目安と基準という言葉が出ました。はっきりしていかなかった部分もあるかと思いますが、これまでの議会運営委員の話し合いの中では原価方式で出していこうと、この数字を一番の数字として参考にしよう確認させていただいたと思います。そうした中で44万円という数字が出ました。これまで

も全員の数字を計算した方がいいのではないかというご意見も出てきていましたよね。全員だしたところで数字の大きな数字の変化があるものではないと思います。こうした議論を進めていくわけですが、人事院勧告という基準が前回から出てきていますけれども、途中、参考資料としていただきたいということで事務局に用意してもらって、色々なことを考える一つの資料としてであったわけですが、人事院勧告をもとに考えていこうという議論にはなっていなかったとおもいます。今後の議論の中で人事院勧告を基準にしていくことが合意が得られれば基準にしていくわけですが、この段階にきて人事院勧告を基準だということについてはどのようなお考えでありますでしょうか。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） 報酬の基準額をどこに置くのかというときにどこかで基準になるものが必要だと考えました。今ある21万2,000円も基準があって、積みあがってきたものです。これまでの幕別町議会が行ってきた基準で、平成17年から上がってきていないですが、一定の基準のもとで引き上がってきている。そうした中で見たときに幕別町の町議の基準は昭和54年からありました。町長の基準は町職員の何パーセントという基準できています。それをみたときに一定程度職員の給与形態に合わせるわけではないが、目安……。今までの流れを見たときに、ここを参考にしながら目安としてとらえて、このぐらいではないかと示させていただいたところであります。

○委員長（小田新紀） 内山委員。

○委員（内山美穂子） かなり変更していなくて、20年ぶりくらいの見直しになりますよね。人事院勧告を参考にするというのは定期的に見直しをするという場合においては、参考になるのかもしれないのかなというのはありますよね。社会情勢が変わってきている中なので、もっと長いスパンで考えてもいいのかなと思います。原価方式ということで議会運営員会のみんなで平均値で算出したものなのですから、もしそんなに変わらないとしても、幕別町議会議員全員が当事者になるわけですから、議会運営委員会のメンバー以外にも算定してもらって、多少数字が変わったとしても全員の活動量を算出したものだというのを根拠として出せるので、してもらいたいと思っています。

○委員長 田口委員。

○委員（田口廣之） 報酬の話をしているわけですよ。給料ではないんですよ。報酬というあるようでないような話かもしれないけれど、明確にあることの話をしている。誰かからお金もらう給料ではなく、報酬なんです。目に見えないというのは変ですが、公人であります。国会議員もいれば県議会議員もいれば市議会議員もいれば町村議会議員もいると、その中で上から下まで報酬が違っていると思うんですよ。その中でのかくくりでの自分たちは町議会議員なんです。選ばれた公人であって、僕たちの後ろには町民がいるわけですよ。その人たちの代弁者としての報酬はきちんとあるべきであって、その金額をどうするか議論しているわけで、付託に答えるための僕たちの立場的なこと、自分たちの身分が公であって、そういうことを含めて自分たちの報酬はきちんとはっきり言える金額でないといけないと思います。この後の定数の問題にも関わってくると思うので、そこも含めて報酬はきちんとある程度の金額になるように決めるべきかなと思います。

○委員長（小田新紀） 野原副委員長。

○副委員長（野原恵子） 色々な意見が出されてきました。今出てきているので、2万

円から 35 万円という幅ですよ。それがずっと平行線で議論されてきました。報酬だから基準というのは難しいという意見も出されました。人事院勧告や労働者の賃金、物価の高騰もそういうことも加味して考えて行くべきではないかという意見も出されてきました。幅を持った提案をされているわけですからそれをもって町民懇談会に臨むというのにはありかなと思います。ここでこういう風に議論されてきましたが町民の皆さんいかがでしょうかというふうにして懇談していくべきでないかと私は思います。それから人事院勧告といいますけれども 15、6 年前からの積み上げの中でどれくらい引きあがっているかということで、身分としては特別公務員となるんですよ。公務員に準ずるというのを基準として考えてと提案させてもらっているということになります。今までの積み上げから計算するとそれぐらいの引き上げですよという提案です。物価の上昇は今ですけれども、労働者の賃金というのは 30 年間の積み上げの中で出されたことを基準にして出しているわけですから、曖昧な出し方ではないです。原価方式ということですから、目安だからここで議論しましょうということだったんです。目安と基準というのは違ってくると思います。ほかにも議員は居るわけですからそういう人たちも含めて、原価方式というところで上がるか下がるかもしれないのは出してもらわないとわからないわけですから、それを基準とするのであれば全員から出してもらうべきではないかなと思います。

- 委員長（小田新紀）　そもそもになってしまうんですけれども、これまで積みあげて来た議論がありまして、来月の意見交換会に向けて、ある程度整理してまとめていくという説明責任が当然あるわけです。その中でこういったことをもとにして数字を出してきたかということについて住民から求められますし、説明をしなければいけない。それぞれの基準で話してきたことをそのまま意見交換会に出すのはあまりにも無責任で、ある程度議員として、基準なのか目安なのかをもとに議論をしてきましたという説明をするべきだと考えています。目安だからと言ってそこから大きくかけ離れた数字を出すのはあまりにも不自然だと思いますし、説明もつかないと思います。そこをもとにして考えてきたので、説明の根拠として原価方式ということが目安として出せると思っていたんですけれども、前回、人事院勧告を基準として考えて、こういうふう考えたという意見が出されたことに関しては、違和感を持っているのは間違いないと思います。そうすると議論をもとに戻さなければいけないのかなと考えていますけれども、皆さんはどうお考えでしょうか。

野原副委員長。

- 副委員長（野原恵子）　定数にしても議員報酬にしても、多数決で決めることではないですから、色々な意見が出るのは当然だと思います。それをまとめていくのが委員長であって、議員報酬であれば 2 万円から 35 万でその根拠はどこなのか、町民の皆さんに問うて議論してもらうのが委員長の役割で、結論を出すのが委員長ではなくて、出された意見をまとめて町民に問うのが委員長の役割だと思います。ですから、2 万円の根拠を聞かれた時には、人事院勧告や物価の上昇、労働者の賃金で 2 万円という提案が出ましたと説明すればよいと思います。35 万円というのは皆さんから出されたこういう根拠でこういう提案が出されています町民の皆さんはいかがでしょうかと問うのが委員長の役割だと思います。
- 委員長（小田新紀）　その通りですが、これまでの議会運営委員会の中の議論の進め方ということで行くと、その目安をどこに置くかというのが原価方式だということで進めてきたわけですよ。その中で 44 万円という数字が出て、そこからそれぞれの

議員の皆さんが状況を踏まえて、数字を出しました。私が提案した 30 万円から 35 万円は 44 万円よりずっと下げている数字ですよ。色々なご意見があった中で、44 万円というのはそのまま出すわけにいかないというので十何万円下げて提案させていただいている。数字のもとになるところはどこなのかというのは、これで整理してきている中で議論をしているので、そこをもとに議論をして住民の皆さんに説明するのが責任かなと感じます。はっきりとした数字で結論を出すわけにはいかないとは思いますが、あまりにも幅が広がりすぎている状況で出してしまうのは無責任だと思います。こういったことを目安として考えてきたかというところまでは出すべきだと思います。

野原副委員長。

○副委員長（野原恵子） 何回も言いますが、目安と基準は違うと思います。全議員の活動をまとめて基準にするべきだと思います。上がるかもしれない、下がるかもしれないのは出してもらわなければわからないので、基準にするのであれば全員の出すべきだと思います。議会運営委員会のメンバーですとして出すならわかります。そこがずっと曖昧でおかしいなと思います。これでいいのかと発言したこともあります。基準にするのであれば、全員から活動日数を上げてもらいましょうというのが前から皆さんに出してもらえたと思います。44 万円という見方を疑問に思いました。出された意見をそのまま出して無責任ではないかとおっしゃいますけれども、2 万円、35 万円の基準をこういう議論されましたということで住民に問うのは責任ある問いかけだと思います。

○委員長（小田新紀） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 先ほども言いましたが、44 万円の根拠で住民に説明するときに、全員の基準となるものですよという意味であれば、全員からとった方がいいと思います。だからと言って、数字が変わった時点で話し合いをやり直しすることは全くないと思います。今の話し合いの流れで、報告会で提示するときにはしっかりと全員のそういうものを反映した数字になっていなければならないと思いますので、発言しました。

○委員長（小田新紀） 全員の原価方式をとる、とらないについては大きな問題ではないと思います。最終的に数字を出しようというのは何も難しい話ではないと思います。そもそも原価方式を基準ではなくていいですよ、目安でもいいと思います。それを目安とするのか、違う目安というのかをまた改めて議論しますか。これまでの議論を尊重すれば、原価方式というのがもとになっているということで、基準として捉えていなかったということについては、はっきりしていなかった部分もあるかなと思いますが、目安として捉えていたと思いますけれど、どうでしょうか。目安だったとして、目安というところでこれまで通り考えていくということについては、ここまで来た議論の中でやはり尊重したいと思います。そうした中で 44 万円になるのか前後になるかわかりませんが、目安としてそういった数字が出てきた中で、住民の皆さんにお示しする数字として 2 万円から 35 万円というのはあまりにも幅が広すぎると考えます。なので、40 万円前後という数字を頭に置きながら示していくべきでないかと思いますが、ご意見いかがでしょうか。

○委員（内山美穂子） 23 万円からということですよ。

○委員長（小田新紀） 数字としては 23 万円からですね。

○副委員長（野原恵子） 引き上げの幅は 2 万円から 13 万 8,000 円ということですが、

委員長はあまりにも幅が広すぎるとおっしゃっているんですね。

○委員長（小田新紀） 皆様のご意見を伺いたいと思いますが・・・。

野原副委員長。

○副委員長（野原恵子） 今まで議論した中では、中々金額の幅は変わらないと思います。40万円から35万円というのは下がりましたがけれども、2万円から13万8,000円という幅の提案でいいのではないかと、なぜそんな幅が出るのかと言われたときには、こういう議論が出ましたと説明すればいいと私は考えます。

○委員長（小田新紀） その数字だけで見れば大きな幅ではないかもしれないですけども、数字の説明の根拠が原価方式になるわけですね。そこからの数字をもとにしたときに23万何某という数字と44万円という数字を考えたときには幅が広すぎると考えます。この議会運営委員会の責任として、原価方式というのが目安として採用しましたという説明が第一にあるべきだと思うんですね。その中で出てきた数が44万円という数字からどういうふうに出たかという説明は幅を持たせることができますけれども、44万円という数字に対して23万円という数字についてはその開きがあるなと個人的に思います。そこの数字がかなり幅があって、44万円から23万円までなぜ下げたのかというふうに質問されたときには、答えに困るなというところがあります。

○副委員長（野原恵子） 委員長の思いと、個人的な思いは、委員長の立場とは違うと思います。委員長はここの意見をまとめて町民の皆さんに説明するものです。個人の思いとして発言したければ席を外して僕はこう思いますと発言するべきだと思います。

○委員長（小田新紀） 失礼しました。個人ということではなく、今までの議論を踏まえて委員長として、説明する立場として44万円から23万円という数字は中々説明が難しいと考えています。

野原副委員長。

○副委員長（野原恵子） この議会運営委員会のメンバーから2万円という数字が出ている以上は出された意見で説明するべきだと私は思います。全員協議会をするかまだわかりませんが、全員協議会を開いてまた違う意見が出てくるかもしれません。様々な意見が出てきて、議会ではこういう意見が出ていますと、大筋のところを町民の皆さんに知らせるのが委員長の役割だと思います。幅が広すぎたらその通りに町民に問うたらいいいのではないですか。幅をきちんと決めてやるとなればまだまだ時間がかかると思います。

○委員長（小田新紀） それをもとにまたみなさんからご意見いただければと思います。暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（小田新紀） 休憩前に引き続き、再開いたします。

2点確認させていただきたいと思います。議員報酬のあり方として具体的な報酬を出すにあたって、原価方式を目安としてこの方式をもとに検討していくということによってよろしいでしょうか。様々な議論を踏まえて住民との意見交換会等で議会運営委員会として出す案として、26万2,000円から31万2,000円によろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○委員長（小田新紀） それではそのようにさせていただきます。

議案の2 議員定数及び議員報酬のあり方（素案）についてであります。

前回配布させていた素案について、構成や盛り込む内容について委員の皆さんから今回ご意見を伺うことになっておりました。ご意見等ありましたら挙手をお願いいたします。前回出したものについてはご意見ありませんでしょうか。

(なしの声あり)

- 委員長（小田新紀） 3 ページの議員報酬についての空白については 26 万 2,000 円から 31 万 2,000 円というような数字を入れさせていただくことで確認させていただきまします。議員定数についても、なぜこのような数字が出ているかの根拠というところで 23 ページにいくつか箇条書きをさせていただいております。加えたほうがいい、修正した方がいいということがあれば早めにご連絡いただければと思います。今あれば出していただけたらと思います。この素案について、次回最終確認させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。素案をもとに広報 10 月号にチラシを折り込むことを考えております。前は日程についてのご案内でしたが、こういう数字も出したうえでのチラシということで町民の皆さんに事前に考えてもらおうと考えておりますので、そのチラシの案についても議論して、ご意見いただくということでお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

- 委員長（小田新紀） 議案の 3 町民との意見交換会についてであります。

前回お話をさせていただきましたが、全議員で出席するか、正副議長と議会運営委員会の委員で出席すると、大きく 2 つということでご検討いただくことになっておりました。これについてご意見ありますでしょうか。前回では全員で参加した方がいいのではないかという意見も挙がっていたのですが、絞った方がいいというご意見ありますでしょうか。

塚本委員。

- 委員（塚本逸彦） 全員でいいかと思うんですけれども、前回も申し上げましたが、極端に参加者が少なかった場合、議員の数があまりにも多い場合には調整する形でいいのではないかと思います。そのへんはどう対応するのかと思います。

- 委員長（小田新紀） 議会事務局長

- 事務局長（佐藤勝博） 参加者の申込期限を 10 月 8 日としておりますので、人数に関わらずはつきり決めていただいたほうがよろしいと思います。

- 委員長（小田新紀） 多くの方に声をかけていただいて、多くの住民の方に参加していただくことを目指したうえで、全員参加ということでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

- 委員長（小田新紀） 全員で対応するという確認させていただきました。当日の役割についてはまた改めて共有したいと思います。次回につきまして、素案について審議いただくということになります。全員協議会でこれまでの経緯や意見交換会のお話を共有して、そういった日程に踏み込んでいきたいと思っています。よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

- 委員長（小田新紀） それでは、5 次回の委員会の開催日程を議題といたします。

今確認させていただいた全員協議会の日程についても併せて決めていきたいと思います。9 月 11 日の午後もしくは 12 日の午前中ということをご提案させていただきます。

岡本委員。

- 委員（岡本眞利子） 11日は防災フェアですね。
- 委員長（小田新紀） 防災フェア終わった後となります。
野原副委員長。
- 副委員長（野原恵子） 終わった後は何時ぐらいになるんですか。
- 委員長（小田新紀） 岡本委員。
- 委員（岡本眞利子） 参加は自由で、自分で見る形ですよ。
- 委員長（小田新紀） 議会事務局長。
- 事務局長（佐藤勝博） 午後2時終了予定となっておりますが、自由に参加できるフェアとなっておりますので、柔軟な動きができると思います。
- 委員長（小田新紀） 11日難しいようであれば、12日午前10時からとなります。そちらの方がよろしいでしょうか。どちらでもよろしいですか。
田口委員。
- 委員（田口廣之） 11日の方がいいのではないかな。
- 委員長（小田新紀） 11日の午後ご都合が悪い方いらっしゃいますか。
塚本委員。
- 委員（塚本逸彦） 時間によるが、早い方がいい。
- 委員長（小田新紀） 9月11日13時30分に決定させていただきます。そのうえで全員協議会ですが、18日決算審査特別委員会が終わった後、もしくは、19日まで入ればその後となります。
岡本委員。
- 委員（岡本眞利子） 19日の終わった後でよろしいのではないかな。
- 委員長（小田新紀） 19日決算審査特別委員会があれば終了後、なければ午前中でよろしいでしょうか。
（異議なしの声あり）
- 委員長（小田新紀） そのあと、議会運営委員会を開催したうえで、意見交換会に臨みたいと思います、全員協議会を受けて、改めて議会運営委員会を開いて確認することになりますが、25日の議会最終日終了後で提案させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。
（異議なしの声あり）
- 委員長（小田新紀） 議案の6 その他についてであります。委員の皆さんから何かありますか。
中橋副議長。
- 副議長（中橋友子） 日程を再確認させていただいていいですか。
- 委員長（小田新紀） 今後の予定ですね。9月19日午後1時30分から議会運営委員会それを受けて19日金曜日決算審査特別委員会終了後に全員協議会もしくは決算審査特別委員会が2日に終了すれば、午前中。9月25日議会終了後に議会運営委員会を改めて開催させていただきます。その他ありますか。
（なしの声あり）
- 委員長（小田新紀） 事務局からなにかありますか。
（なしの声あり）
- 委員長（小田新紀） では、以上をもって本日の案件は終了いたしました。
これをもって本日の委員会を閉会いたします。

（14：58終了）